

仙台市農林部の主要事業について

1. 農と食のフロンティアプロジェクト

事業目的

被災した東部地域の農業再生と早期営農再開に向けた支援や農業生産活動の安定化のための基盤整備を行う。また、事業者、研究機関等との連携・協働による新商品の開発等を進めるなど「農と食のフロンティア」として復興する。

事業概要

(1) 被災農業者等経営支援

被災した農業用機械・施設のリースや、復旧に対する補助・融資を行い、期の営農再開を図るとともに、被災農家の組合等が農地の復旧を行う場合に支援金を支給する。

(2) 農と食のフロンティア創造推進

東部地域を農と食のフロンティアとして再生するための具体的な施策等を取りまとめるとともに、地域再生の担い手となる農業者等を育成する講座の開設や農業者が加工や販売などを行う場合の設備導入等への補助を行う。また、被災農業者を雇用した農商工連携事業への支援などを行う。

2. 有害鳥獣対策

事業目的

近年、西部地域において、サル・イノシシなど野生鳥獣の生息域が急速に拡大することにより、生活被害及び農作物被害が深刻化していることから、安全な生活環境を守り、住民不安に応えるため、関係部局における役割分担のもと有害鳥獣対策を推進する。

事業概要

(1) 生活被害に係る有害鳥獣対策

① ニホンザル対策

宮城県第三期保護管理計画に基づき、群れの追い上げを継続しながら、捕獲檻による多頭捕獲等、より実効性の高い対策を継続的に実施する。

② クマ等鳥獣対策

クマ等の野生鳥獣による被害を未然に回避できるよう、被害防止に係る情報提供・普及啓発を実施するとともに、捕獲・放獣に関する体制を整備する。

(2) 農作物有害鳥獣対策事業

イノシシ等による農作物被害の軽減を図るため、防護柵の設置経費、狩猟

免許取得講習会受講経費、捕獲檻購入経費等の一部を助成し、地域ぐるみの効果的な自主防除対策を推進する。

また、捕獲檻等の整備、捕獲報奨金制度や地域による捕獲わなの見回りなどにより捕獲対策の強化を図るとともに、野生獣の出没状況について農業者へ情報提供し、獣害による農作物の被害軽減に努める。

3. 農商工連携推進

事業目的

農林漁業者と商工業者による、それぞれのもつ資源や技術、ネットワーク等の有効活用による高付加価値商品・サービスの開発を支援することにより、事業の多角的・継続的展開を促進し、農業をはじめとする地域産業の振興を図る。

事業概要

(1) 農商工連携支援

① 農商工連携促進セミナー

農商工連携のきっかけとなるセミナーを開催し、農業者や商工業者が参加する講演会、商談会やサービスの開発を促し、農業をはじめとする地域産業の振興を図る。

(2) 農商工連携事業化支援

農商工連携による商品開発等の事業化を促すため、優れた事業計画への支援や販路拡大の機会の提供などを行う。また、地場産農産物を使った商品の普及促進による、地域活性化を図る。

(3) 地域資源活用促進

農家の暮らしや風景など農村地域の優れた価値の認識を広めるグリーン・ツーリズム等の事業を進める。また、地域の魅力の発信に係る独自の取組みを支援する。

4. 農林業振興

事業目的

「仙台市農業基本計画」に基づき、農業の担い手の育成・強化と農地の保全整を図るとともに、市民が安心して市内産農産物を購入できる地産地消を促進する。

また、多様な農産物の生産振興を図るため、転作作物や園芸作物の共同利用施設等の整備を推進するとともに、被災した農業用機械・施設の復旧に対して補助等を行う。

農業基盤については、安定的、効率的な生産基盤の確保と雨水排水機能の維持・向上を図るため幹線水路の改修や老朽化の進んでいる排水機場の更新等を進める。

さらに、林業振興及び森林保全を推進し、森林の多面的機能の持続的発揮を図る。

事業概要

(1) 農業担い手育成

農地利用集積へ助成し規模拡大を図ることで、経営力をさらに高め、将来的な担い手育成につなげる。また、農業関係機関・団体等で組織する「仙台市農業振興協議会」において、国の支援事業の説明会や研修会等を開催し、認定農業者、集落営農組織等の担い手の確保・育成を図る。さらに、農業者の技術向上を図るとともに、新規就農者の育成支援を行う。

(2) 地産地消推進

仙台産農産物の消費拡大と生産振興を図るため、生産者、消費者、販売店、飲食店を対象とした地産地消推進サポーター事業の充実を図るとともに、作付拡大が進む大豆の需要拡大に対する取組みを支援する。また、仙台産農産物表示マーク(ここでちゃんマーク)を活用したPR事業や、野菜包装袋への印刷助成等を行う。

(3) 水田農業活性化事業

高品質で生産性の高い水田農業の確立に向けて、基幹作物である水稲と麦、大豆、地域特産作物等の産地づくり及び売れるものづくりを推進する。また、地域農業や担い手に係る経営再開マスタープラン作成や農地集積をした場合の支援金、営農再開に必要な研修に対する助成を行う。

(4) 農業用機械施設等整備費補助

地域条件や需要に応じた農産物の生産を推進し、収益性の高い農業を展開するため、集落営農組織等が行う転作作物栽培に必要な共同利用機械施設の購入や、園芸作物の生産促進と産地育成に必要な農業機械、パイプハウス等の導入に対して助成する。また、大震災で被災した農業用機械・施設の復旧に対してリース事業や資金の補助を行う。

(5) 農業基盤整備

農業用水の効率的かつ安定的な利用や、農作業の効率化及び生活環境の改善を図るため、ため池や用排水路、農道、幹線水路などの整備拡充と、これら施設の適正な維持管理を行う。

(6) 森林病虫害防除

市内民有林のうち、松林における松くい虫の防除や広葉樹林内のナラ枯れ駆除の実施により、森林の持つ防風・防砂・二酸化炭素の吸収固定・水源の涵養・生物多様性の維持等の多面的機能を発揮させ、森林環境の劣化を防止するとともに、松林の良好な景観や里山林を保全し、自然共生型社会の形成を図る。

(7) みんなの森づくり

市民・NPO・企業・行政の協働による森林整備・保全活動の仕組みをつくり、多様な森林づくりの実現を図るため、市民参加型の植林イベントやボランティアを指導する森林アドバイザーの養成講座を開催する。